

○横浜市交通局物品及び役務検査事務取扱規程

平成27年3月31日

交通局達第6号

改正 平成31年4月1日交通局規程第 号

横浜市交通局物品及び役務検査事務取扱規程を次のように定める。

横浜市交通局物品及び役務検査事務取扱規程

横浜市交通局物品及び役務検査事務取扱規程（平成3年8月交通局達第41号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 交通局が発注する物品の買受け、物品の製造の請負、修繕及び改造並びに運送、作業、調査その他役務の提供に係る契約（設計業務、測量業務及び地質調査業務の委託契約を除く。以下「契約」という。）に係る検査の取扱いについては、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（検査の種類）

第2条 検査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 中間検査 横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号。以下「契約規程」という。）第2条において準用する横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号。以下「契約規則」という。）第88条第1項（第103条の5及び第103条の6第2項において準用する場合を含む。）に規定する検査
- (2) 部分検査 契約規程第2条において準用する契約規則第89条第2項（第103条の6第2項において準用する場合を含む。）の引渡しに係る契約規程第2条において準用する契約規則第90条第1項（第103条の6第2項において準用する場合を含む。）に規定する検査及び当該検査に係る契約規程第2条において準用する契約規則第91条第1項（第103条の6第2項において準用する場合を含む。）に規定する再検査並びに契約規程第2条において準用する契約規則第103条の3第4項及び第5項に規定する検査及び契約規程第2条において準用する契約規則第103条の5において準用する契約規則第82条第2項前段に規定する検査

(3) 完了検査 契約規程第2条において準用する契約規則第89条第1項（第103条の6第2項において準用する場合を含む。）の引渡しに係る契約規程第2条において準用する契約規則第90条第1項（第103条の6第2項において準用する場合を含む。）に規定する検査及び当該検査に係る契約規程第2条において準用する契約規則第91条第1項（第103条の6第2項において準用する場合を含む。）に規定する再検査並びに契約規程第2条において準用する契約規則第103条の2第2項及び第3項に規定する検査

（検査員）

第3条 契約規程第2条において準用する契約規則第56条第1項に規定する検査職員等（以下「検査員」という。）は、交通事業管理者（以下「管理者」という。）が、検査に必要な知識又は技能を有する所属職員のうちから任命する。

（兼務の禁止）

第4条 物品の出納を行う契約の検査に係る検査員は、特別の必要がある場合を除くほか、横浜市交通局会計規程（平成26年3月交通局規程第1号。以下「会計規程」という。）第10条第1項に規定する物品取扱員等と兼ねることができない。

（検査の実施）

第5条 検査は、綿密かつ公平に行わなければならない。

2 検査員は、検査を実施したときは、管理者が定めるところにより、その内容を記録しなければならない。

3 管理者は、必要があると認めるときは、他課の検査員及びその検査に必要な知識と能力を有する交通局職員以外の者に検査を依頼することができる。

（立会い）

第6条 管理者は、検査員が検査を行うときは、当該契約の履行を検査する検査員以外の所属職員（以下「担当職員」という。）及び契約の相手方又はその代理人を立ち合わせなければならない。ただし、契約の履行場所、履行時刻等により担当職員を立ち会わ

せることが極めて困難な場合で、担当職員が立ち会わなくても検査の執行に支障がないと認められるときは、担当職員の立会いを省略することができる。

2 前項の場合において、契約の相手方又はその代理人が立会いに応じないときは、検査員は、契約の相手方又はその代理人が立ち会わないまま検査を行うことができる。

(共同検査)

第7条 経営管理課長は、必要があると認めるときは、経営管理課の契約担当職員に検査員と共同して検査を行わせることができる。

(検査の中止)

第8条 検査員は、次の各号の一に該当する場合は、検査を中止しなければならない。

(1) 契約の相手方又はその代理人若しくは使用人が検査の執行を妨害したとき。

(2) その他契約の履行に重大な欠陥があると認められるとき。

2 検査員は、前項の規定により検査を中止したときは、直ちにその旨を管理者に報告しなければならない。

(不合格の場合の措置等)

第9条 検査員等は、検査の結果、不合格と判定した場合で、必要があると認めるときは契約の相手方に修補、再履行その他の措置を命じなければならない。

(検査事務の一部の省略)

第10条 管理者は、契約の内容を考慮して認めた契約に係る検査については、この規程に定める検査事務の一部を省略することができる。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この達は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この達の施行の際現にこの達による改正前の横浜市交通局物品及び役務検査事務取扱規程の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。